

平成25年度

登米市病院事業会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔6月7日提出〕

宮城県 登米市

議案第79号

平成25年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度登米市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|------------|-------------|----------|-------------|
| | 支 | 出 | |
| 第1款 病院事業費用 | 7,513,545千円 | 25,429千円 | 7,538,974千円 |
| 第1項 医業費用 | 7,281,158千円 | 25,429千円 | 7,306,587千円 |

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 639,851千円 | 3,500千円 | 643,351千円 |
| 第1項 出資金 | 434,291千円 | 3,500千円 | 437,791千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 870,535千円 | 3,500千円 | 874,035千円 |
| 第1項 建設改良費 | 305,601千円 | 3,500千円 | 309,101千円 |

（債務負担行為）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為の追加は「第1表 債務負担行為補正」による。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

| （科目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|----------|-------------|----------|-------------|
| （1）職員給与費 | 4,558,277千円 | 23,829千円 | 4,582,106千円 |

平成25年6月7日提出

登米市長 布施 孝 尚

第1表 債務負担行為補正

1. 追 加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------------|----------------------|---------------|
| 医事業務委託（市民・米谷・豊里・登米・よねやま） | 平成26年度から 平成28年度まで | 千円 416,859 |